

# 大分工業高等専門学校の教育目的等に関する規則

平成 26 年大高専規則第 2 号  
制 定 平成 26 年 1 月 16 日  
最終改正 令和 3 年 8 月 10 日

## 第1章 目的

### (目的)

**第1条** この規則は、大分工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第1条第3項の規定に基づき、大分工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育目的、人材養成に関する目的、学習・教育目標及び入学者受入方針を定める。

## 第2章 教育目的

### (教育目的)

**第2条** 本校は、「人間性に溢れ国際感覚を備え、探求心、創造性、表現能力を有する技術者の養成」を教育目的とする。

## 第3章 人材養成に関する目的

### (準学士課程の人材養成に関する目的)

**第3条** 準学士課程で養成すべき人材像は、次のとおりとする。

- 一 5年間の一貫教育により、深い専門の学芸と、豊かな教養及び高度な専門技術を身につけた技術者
- 二 対象の本質を理解し分析する能力と、モデル化し総合する能力を備え、チームにあっては協調し互いに高め合うことのできる、専門基礎技術力と教養基礎力に裏打ちされた実践的技術者

**2 学科等ごとの人材養成に関する目的**は、次のとおりとする。

#### (1) 一般科

一般科は、専門学科と連携して優れた技術者を育成するため、幅広い視野に立った社会人として必要な豊かな一般教養を育むとともに、専門教育を習得するための基礎的な能力を養うものである。

一般科目のうち、文系科目では、内外の伝統的文化に触れ、歴史や社会を学び、言語活動による情報伝達能力の育成及び国際感覚の涵養をはかる。

また、理系科目では、自然の解明にあたっての科学的思考力を養い、専門工学を習得するための基礎となる能力を培う。さらに人体の構造を知り、その能力を高めて健康的な人生の基礎作りをめざす。

#### (2) 機械工学科

機械工学科は、機械工学を中心とした幅広い学問と豊富な実験実習により、先端技術を含んだ多分野に対応できる人材の養成を目的とする。

この目的を達成するために、①機械の動きを解析・制御する技術、②材料をうまく利用する技術、③加工や製作の技術、④熱やエネルギーを利用する技術、⑤水や空気の流

れを利用する技術、を中心とした学問・技術を教授し、これらを統合して社会に役立つものを設計・製作できる能力を培う。

### (3) 電気電子工学科

電気電子工学科は、電気工学、電子工学分野の素養を持ち、コンピュータや情報通信分野への柔軟な対応力を備えた電気・電子・情報通信に関わる広範な専門分野で活躍できる技術者の養成を目的とする。

この目的を達成するために、豊かな教養、科学する心、デザインする力、協調して実践する力を養い、電力、エレクトロニクス、情報通信、制御システム、コンピュータなどの専門分野の基礎知識と創造的な技術力を培う。

### (4) 情報工学科

情報工学科は、高度な専門知識と技術をもち、IT社会のさまざまな産業分野で活躍できる人間性豊かな情報工学技術者の養成を目的とする。

この目的を達成するために、数学、物理、プログラミングなどの基礎科目と、①A I・データサイエンス、②ネットワーク・セキュリティ技術、③システム開発技術、④ソフトウェア開発技術、⑤Web系技術、⑥ロボット・組込み開発技術の各分野について実践的に教授する。

### (5) 都市・環境工学科

都市・環境工学科は、人口減少や少子高齢化とともに社会構造の変化ならびに大規模地震や気候変動による災害リスクの高まりの中で、土木工学の知識を駆使して、人々の暮らしを守り、社会・経済活動を支える基盤をつくるとともに、良質な生活空間の実現に貢献する技術者の養成を目的とする。

この目的を達成するために、①社会資本整備技術、②防災技術、③環境保全技術などについて幅広い知識を教授する。

#### (専攻科課程の人材養成に関する目的)

##### 第4条 専攻科課程で養成すべき人材像は、次のとおりとする。

- 一 高度情報化社会における先端技術に対応しうる課題探求能力を身につけた独創的かつ創造的研究開発能力を有する人材
- 二 自ら方向性を定め学習し問題を発見して解析する力と問題を解決し自ら設計して新しいものを生み出す力を備え、高度な技術力と豊かな教養力に裏打ちされた創造的技術者

##### 2 専攻ごとの人材養成に関する目的は、次のとおりとする。

###### (1) 機械・環境システム工学専攻

機械・環境システム工学専攻では、準学士課程で修得した基礎学力を基盤に、地球環境に関わる各種環境問題にも対応可能な学際的・融合的教育を行っている。

すなわち、機械システムと環境システムとの相互依存関係や高度な機械生産システムに深く関わる教育を開拓することにより、専門性に富み、相互に関連した高度技術社会における自己表現能力を育み、グローバルな視野に立った、発想力、構想力、実現化能

力を有した研究・開発型創造的技術者の養成を目的とする。

## (2) 電気電子情報工学専攻

電気電子情報工学専攻では、準学士課程で修得した基礎学力を基盤に、電気工学、電子工学、情報工学に関する様々な分野について、より高度で専門的な技術教育を行うことによって、高度情報社会に対応できる新技術の独創的かつ実践的な研究開発能力や解析能力及び問題解決能力を備え、深い教養と広い視野を有する国際性豊かな創造的技術者の養成を目的とする。

## 第4章 学習・教育目標

### (準学士課程の学習・教育目標)

第5条 準学士課程の学習・教育目標は、次のとおりとする。

標語	主目標	到達目標と具体的な内容	
(A)	愛の精神	(A 1)	自ら考える力を身につける (1) 物事を多面的に考察するために必要な基礎知識を有すること (2) 論理的に自らの考えを構築することができる
		(A 2)	技術者としての倫理を身につける (1) 人や自然・社会が相互につながり合っていることを理解していること (2) いつくしみの心を持ち、相手の立場に立って考えることができること
(B)	科学や工学の基礎	(B 1)	数学、自然科学の力を身につける (1) 数学の基本的な問題が解けること (2) 自然科学の基本的な問題が解けること
		(B 2)	情報技術、専門工学の基礎を身につける (1) 専門性に即して問題を掘り下げる上で土台となる情報技術と専門基礎知識があること
(C)	コミュニケーション能力	(C 1)	表現する力、ディスカッションする力を身につける (1) 自ら表現したいことについて第三者が理解できるように表現できること
		(C 2)	英語を用いてコミュニケーションできる力を身につける (1) 英語で表現された文章を理解でき、英語による簡単な作文ができる
(D)	技術者としてのセンス	(D 1)	探究心、分析力、イメージ力、デザイン能力を身につける (1) 技術的対象に対して、計測測定を行い、問題を分析することができること (2) 問題を深く掘り下げる努力ができる
		(D 2)	協力して問題を解決する力を身につける (1) チームで問題に取り組む体験を得ること
(E)	専門工学の活用	専門工学の知識を修得してその相互関連性を理解し、こ	

		れを活用する力を身につける	
--	--	---------------	--

2 前項の学習・教育目標において、(A) から (E) に掲げる主目標は、技術者として必要な資質や能力を表し、(A 1) から (D 2) に掲げる到達目標と具体的な内容は、卒業時点で身に付けておくべき能力を表すものとする。

#### (専攻科課程の学習・教育目標)

**第6条 専攻科課程の学習・教育目標は、次のとおりとする。**

標語	主目標	到達目標と具体的な内容	
(A)	愛の精神	(A 1)	自ら考える力を身につける (1) 自然や人間の活動を地球的視点から多面的に考察するために必要な基礎知識を有すること (2) 情報を収集し、論理的に自らの考えを構築することができること (3) 事実と自らの考え、他者の考えと自らの考えとを区別できること
		(A 2)	技術者としての倫理を身につける (1) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果を理解していること (2) 技術者が社会に対して負っている責任について理解していること
(B)	科学や工学の基礎	(B 1)	数学、自然科学の力を身につける (1) 数学の基本的な問題が解けること (2) 数学、自然科学の知識を活用して、自然現象の本質を問う問題が解けること (3) 自主的、継続的に学習できること
		(B 2)	情報技術、専門工学の基礎を身につける (1) 専門性に即して問題を掘り下げる上で土台となる情報技術と専門基礎知識があること (2) 自主的、継続的に学習できること
(C)	コミュニケーション能力	(C 1)	表現する力、ディスカッションする力を身につける (1) 自ら表現したいことについて第三者が理解できるように明確に表現でき、そのテーマについて議論できること
		(C 2)	英語を用いてコミュニケーションできる力を身につける (1) 英語で表現された文章を理解でき、英語による簡単なコミュニケーションができること
(D)	技術者としてのセンス	(D 1)	探究心、分析力、イメージ力、デザイン能力を身につける (1) 技術的対象に対して、計測測定を行い、問題を分析することができること (2) ものやシステムを創造するために結果をイメージして、その結果を得るための方法やシステムなどをデザインすることができること

標 語		主 目 標	到達目標と具体的な内容	
(E)	専門工学の活用	専門工学の知識を修得してその相互関連性を理解し、これを活用する力を身につける	(D 2)	(3) 問題を深く掘り下げる努力ができること 協力して問題を解決する力を身につける (1) 問題をチームで解決する体験を得ること (2) 問題解決を分担化し、自らの分担を見定めて行動できること
			(E 1)	専門工学の知識を獲得する (1) 自らの専門性に即して、一つの分野を深く掘り下げることのできる専門工学の知識があること
			(E 2)	工学の相互関連性を理解する (1) 技術が、ものやシステムの複雑なつながりによって成り立っていることを理解していること (2) 自らの専門以外の一つ以上の分野について基礎的な知識を有していること
			(E 3)	専門分野における研究開発の体験を通して問題を発見し、解決する力を身につける (1) 自らの専門分野において、問題の所在と性質を見極め、その対処あるいは解決法をデザインし、これを実行することができる

2 前項の学習・教育目標において、(A) から (E) に掲げる主目標は、技術者として必要な資質や能力を表し、(A 1) から (E 3) に掲げる到達目標と具体的な内容は、修了時点で身に付けておくべき能力を表すものとする。

## 第5章 入学者受入方針「アドミッションポリシー」

### (準学士課程の入学者受入方針)

第7条 準学士課程で求める入学者は、次のとおりとする。

- 一 本校の学習・教育目標を達成する意欲のある人
- 二 総合的に学力の高い人
- 三 実験や「ものづくり」に興味のある人
- 四 数学基礎力のある人

2 準学士課程で編入学者に求める入学者は、次のとおりとする。

- 一 本校の学習・教育目標を達成する意欲のある人
- 二 総合的に学力の高い人
- 三 実験や「ものづくり」に興味のある人
- 四 数学基礎力のある人
- 五 専門基礎力のある人

### (専攻科課程の入学者受入方針)

第8条 専攻科課程で求める入学者は、次のとおりとする。

- 一 本校の学習・教育目標を達成する能力のある人
- 二 本校の学習・教育目標を達成するために必要な学習履歴があり、一般及び専門の基礎学力を有する人

**附 則**

この規則は、平成26年 1月16日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年 3月 9日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。